

年末年始在宅医当番医について

救急災害医療担当理事

田中英二

年末年始在宅当番の件では病院部会にはほぼ決定いたしておりますが、診療所割り当て分では、この度お願いした先生のうち、すでに2名の先生方から、在宅当番は出来ない、職員に年始の出勤はさせられないとお断りのご連絡を受けました。理由として入職時に年末年始とお盆休みをとるとの契約をしているため、体調や家庭の事情、コロナ感染のリスク等を挙げられています。ただし、おひとりの先生は、先生だけの休日センター出勤なら可能とのことでした。

昨年も1件在宅当番は無理であるとおっしゃった先生がいらっしゃったとお聞きいたしております。

現状これ以上在宅当番を断られては、在宅当番をなさる先生との間に埋められない不公平感や禍根を生むばかりでなく、継続した当番医制度が困難となると存じます。

よって根本的な見直しが必要と存じます。

私なりにいろいろ愚考してみましたが、やはり休日センター出務が一番の解決方法かと考えられます。しかしながら現在の休日センターの医療体制のままではあまりにも体制が脆弱と言わざるを得ません。少なくともCBC CRPの器械や胸部X-P くらいの施設は必要ではないでしょうか。現在の新型コロナ肺炎蔓延の状況も事態を難しくさせています。

来年から急に体制を完璧に整えられるかどうかは難しいでしょうが、将来的にはこのくらいの改変は最低限必要ではないかと存じます。

他の医師会休日急患センターではある程度の医療体制はでき、準備してあるように思います。

しかしながら、今年の年末年始に関しては時間がないため、現実的に早急に決める必要があると存じます。

理事の先生方のご意見をお伺いいたしたいと存じます。